

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書  
鉄筋コンクリート造（第1回特定工程：基礎・地中ばり配筋終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住所
	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

設計図書と照合した結果、変更は、  ありません。  
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	監理・施工者		検査員用		摘 要	
		結果	指摘 番号	検査方法	結 果		
敷地等	a	道路幅員・接道長		A B	適・否		
	b	確認表示板の設置		A	適・否		
	c	設計図書の備え		A C	適・否		
	d	建築物の道路・敷地境界線からの 離れ及び敷地形状		A B C	適・否		
	e	高さ1.8m以上の仮囲い		A	適・否		
	f	落下物に対する防護		A	適・否		
	g	山止め		A C	適・否		
①全体	a	基礎、柱、はり、壁、階段、スラブ等位置の確認		A C	適・否		
	b	かぶり厚さの確認		A B C	適・否		
	c	鉄筋の材質の確認		A C	適・否		
②地盤	a	支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認		A C	適・否		
③基礎	種類	a	基礎の種類、杭の工法、長さ、 径、偏心による補強等		A C	適・否	
		b	基礎寸法、主筋径、本数、主筋位置、 杭頭補強筋		A C	適・否	
	地中ばり	c	断面寸法、主筋径、本数、主筋位置、		A B C	適・否	
		d	定着方法、継手(位置、長さ)		A B C	適・否	
		e	あばら筋の位置、径、間隔形状等		A B C	適・否	
		f	あばら筋のフック形状、結束状況		A C	適・否	
	柱	g	主筋径、本数、主筋位置、		A B C	適・否	
		h	定着（基礎部分）		A C	適・否	
		i	帯筋の位置、径、間隔形状等		A B C	適・否	
		j	帯筋のフック形状、結束状況		A C	適・否	
④スラブ	スラブ筋	a	スラブ厚寸法、鉄筋のピッチと径		A B C	適・否	
		b	主筋配置と支持条件		A C	適・否	
	定着・重ね 継手	c	定着長さと方法（はり定着、隣接 スラブ定着、段差スラブ定着）		A B C	適・否	
		d	継手の位置と長さ		A B C	適・否	
		e	床スラブの出入隅部の補強		A C	適・否	
	補強筋等	f	開口補強筋		A C	適・否	
		g	階段部配筋と補強筋		A C	適・否	
⑤その他	補強筋	a	設備配管の位置		A C	適・否	
		b	ガス圧接		A B C	適・否	
		c	継手位置のずらし		A C	適・否	
		d	強度確認等		A C	適・否	
	特殊鉄筋 継手	e	認定、評定工法		A C	適・否	
		f	鉄筋位置のずらし		A C	適・否	
	型枠等	g	型枠状況、清掃状況等確認		A C	適・否	

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査、C 監理者報告

※ 太線枠内には記入しないでください。



建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書  
鉄筋コンクリート造（第2回特定工程：2階床配筋終了時）

平成 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	平成 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者 工事監理者	住所
	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

設計図書と照合した結果、変更は、  ありません。  
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	監理・施工者		検査員用		摘 要		
		結果	指摘 番号	検査方法	結 果			
① 全 体	共通	a	柱、はり、壁、階段、スラブ位置 確認			A C	適・否	
		b	かぶり厚さ確認			A B C	適・否	
		c	鉄筋材質の確認			A C	適・否	
② 柱	1階主筋	a	柱径寸法、主筋径、本数、配置 (方 向別主筋本数)			A B C	適・否	
		b	2段筋の位置、間隔			A B C	適・否	
		c	2階止まりの柱主筋の定着、2階 で継ぐ柱主筋の状況確認			A B C	適・否	
		d	柱の増打ち部分、1-2階で柱寸 法が異なる場合の柱絞り位置等の 確認			A C	適・否	
	1階帯筋	e	鉄筋径、間隔、本数（副帯筋共） 及び形状の確認			A B C	適・否	
		f	仕口部分の帯筋の配置確認			A C	適・否	
		g	帯筋のフック形状、あそび及び結 束の確認			A C	適・否	
③ 大 ばり	2階はり 主筋	a	はり断面寸法、主筋径、本数、位 置の確認			A B C	適・否	
		b	中吊り筋の間隔確保、長さ確認			A C	適・否	
	定着・継手	c	はり筋の定着長、位置確認			A B C	適・否	
		d	重ね継手の位置と長さ確認			A B C	適・否	
		e	はり筋出隅部の末端フック確認			A C	適・否	
	あばら筋	f	あばら筋の径、本数とピッチ確認			A B C	適・否	
		g	第1あばら筋位置、小ばり交差部の あばら筋確認			A C	適・否	
		h	あばら筋のフック形状、あそび及 び結束の確認			A C	適・否	
	補強筋	i	貫通孔位置、補強方法の確認			A C	適・否	
④ 小 梁・ 片持 梁	小はり・ 片持ばり	a	片持ばり主筋の定着、あばら筋位 置確認			A B C	適・否	
		b	小ばり配筋の位置と定着確認			A B C	適・否	
	補強筋	c	貫通孔位置、補強方法の確認			A C	適・否	
⑤ ス ラ ブ	スラブ筋	a	スラブ厚寸法、鉄筋ピッチと径の 確認			A B C	適・否	
		b	主筋配置（短辺・長辺）と支持条 件の確認			A C	適・否	
	定着・重ね 継手	c	定着長さとはり位置（はり定着、隣 接スラブ定着、段差スラブ定着）			A B C	適・否	
		d	継手の位置、長さ			A B C	適・否	
	補強筋等	e	開口部補強筋確認			A C	適・否	
		f	設備配管による開口補強			A C	適・否	

※裏面へ



## ■鉄筋コンクリート造検査項目の解説

この報告書は、いわゆる従来工法と呼ばれる鉄筋コンクリート造建築物の特定工程として指定された建築物の検査を行うために作成したものである。

### 1. 検査の重要項目

鉄筋コンクリート工事の中間検査では、基礎・地中ばり配筋終了時、2階床スラブ配筋終了時を特定工程に定め、構造耐力上主要な部位が建築確認された設計図書の通り施工されているかを重点的に検査することとなる。

具体的な重要項目としては、以下のような項目が考えられる。

- ① 法令・告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチ等の確認
- ③ 鉄筋継手の種類、位置、長さ等の確認
- ④ 各部材接合部の定着方法及び定着長さの確認
- ⑤ 各部位の補強の状況確認
- ⑥ 特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

### 2. 検査の方法

検査の方法は、原則として目視による確認である。この場合工事監理者の報告や、施工状況報告書が重要な役割を果たすこととなる。計測を行う場合は、建築現場の状況にもよるが、工事監理に問題がある場合等が想定される。このような場合構造耐力上主要な部分、数箇所（柱・はり部材等で特定工程における構造耐力上主要な部材の各1～2割程度の部材）程度を計測し、建築基準法第12条第5項に基づく報告書を工事監理者に提出してもらい確認することとなる。これらは、中間検査の中で破壊検査等による適法性の確認をすることが技術的にも困難であり、経済的にも申請者に過大な負担をかけることとなるため、原則として外部からの目視又は寸法測定等により適法性の確認を実施することで足りるものと考えられていること（平成11年4月28日 住指発第201号）、及び建築物の安全安心推進計画（平成11年4月6日通達第163号）で目的とする工事監理業務の適正化を図ることによる。

このことから型枠内部に隠れた部分等の検査は、工事監理者の報告を審査・確認することにより行うこととなる。

### 3. 工事施工状況報告書等

階数が3以上、延べ面積が500平方メートルを超える建築基準法第6条第1項第1号に規定する建築物は、特定工程で定める中間検査申請時及び完了検査申請時に工事施工状況・施工結果報告書の提出を義務づけている。この報告書により、コンクリート材、鉄筋材の品質・性能等が把握できる。また、提出義務のない建築物については、中間検査時に工事監理者にヒアリング等を行うことにより材料の品質を確認するか、又は建築基準法第12条第5項の規定に基づきコンクリートの調合計画の提出を求める方法もある。このような場合中間検査申請書第4面の記載が重要となるので中間検査申請書の受理時に注意を要する。

### 4. 報告書の各検査項目

検査にあたっては、各部位の検査に先立ち特定工程全体の配筋状況を見渡し、鉄筋の乱れ、踏荒らし、波打ち、たるみ等がなく整然と配筋されているかどうか確認し、全体の施工、工事監理の状況を把握した上で以下の検査を実施する。

#### ① 全体

- a 基礎、柱、はり、壁、スラブ、階段位置の確認（令第36条）。
- b かぶり厚さは、令第79条に規定されており、この数値が確保されているかを確認する。参考としてJAS S5等では政令規定値以上の数値が示されている。外壁で柱面とはり面が同一面となる場合、柱型部分における鉄筋かぶりが規定値を満足されない場合があるので注意を要する。
- c 鉄筋の材質については、施工状況報告書に基づき一般的にミルシート（裏書きミルシートを含む）で確認することとなる。

しかし、地上階数3階、500平方メートル未満の建築物は、施工状況報告書の提出義務がないのでそのような場合は、圧延マークや色別表示による確認、又工事監理者に確認する方法をとることが考えられる（令第90条、H12告示第2464号）。

#### ② 地盤・基礎

- a 支持地盤については、第1回特定工程段階では目視確認ができないので、中間検査申請書第4面をもとに判断することとなる。必要な場合は、工事監理者等にヒアリングにより確認する（令第38条、令第93条、H12告示第1113号）。また、杭の長さや打込みによる偏心についても同様とする。

#### ③ 柱

設計図書（伏図、構造詳細図）の柱断面リストで柱断面径、鉄筋径、本数、配置方向、帯筋ピッチ（中子筋含む）等を照合・確認する（令第77条）。とくに、柱筋の配置方向が取り違えている場合があるので注意を要する。また、柱断面径に対し主筋本数が多い場合や主筋間のあき間隔の確保が厳しい場合があるので、

必要間隔の確保について注意を要する。

(参考図書例：JASS5 11.5 鉄筋の組立 表11「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等)

	あき（主筋径間の有効隙間寸法）	間隔（主筋間鉄筋径中心間距離）
異形鉄筋	・呼び名の数値の1.5倍 ・粗骨材最大寸法の1.25倍 ・25mmのうちの大きいほうの数値	・呼び名の数値の1.5倍+最外径 ・粗骨材最大寸法の1.25倍+最外径 ・25mm+最外径のうちの大きいほうの寸法

設計図書の架構詳細図、仕様図等で柱脚、柱頭部分の柱筋の定着、継手の位置、帯筋のフック形状等を照合・確認する。(令第73条)。また、柱出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する。(参考図書例：JASS5「柱筋の継手の位置及び定着」等) 柱筋と帯筋の結束については、とくに柱の絞り部分にあそびが出やすいので注意を要する。

#### ④ はり

設計図書（構造詳細図）のはり断面リストで、はり筋、はり幅、鉄筋径、本数、位置、あばら筋ピッチ（中子筋含む）等を照合・確認する。とくに中子筋の下がりすぎや、第一段筋との間隔不足に注意を要する(令第78条)。

(参考図書例：JASS5「鉄筋の間隔・あきの最小法」等)

設計図書（構造詳細図）の架構詳細図、仕様図等ではり主筋の柱への定着、継手の位置、継手長さ、あばら筋のフック形状等を照合・確認する。とくにはり主筋の柱への定着については、定着起点から折曲げ部までの距離を確保すること及び折曲げ部の仕口内での位置が重要なので注意を要する。またはりの出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する。(令第73条、令第78条)

(参考図書例：JASS5「梁筋の定着」、「梁筋の継手の位置」、「鉄筋の重ね継手の長さ」等)

#### ⑤ スラブ

設計図書（構造詳細図）のスラブ筋リストで厚さ、主筋方向、鉄筋ピッチ、径等を照合・確認する。とくに短辺方向に主筋が配置されているか注意する(令第77条の2)。片持ちスラブについては、上端筋の位置が正しく保たれているか、定着が確保されているかを確認する。また元端のスラブ厚さについて確認する(令第73条)。

設計図書（構造詳細図）の仕様図等でスラブ筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ等を照合・確認する(令第77条の2)。

開口部により鉄筋を切断する例が多いので、適切な補強筋が配置されているか確認する(令第36条)。

(参考図書例：RC計算規準)

#### ⑥ 壁

a 設計図書（構造詳細図）の構造図の壁筋リストで厚さ、鉄筋ピッチ、径等を照合・確認する(令第78条の2)。

b 設計図書（構造詳細図）の仕様図等で壁筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さを照合・確認する(令第78条の2)。また、二次壁等ではりの落とし込みのため、壁の横筋がカットされたままで定着していないことがあるので注意を要する。(参考図書例：JASS5「壁筋の定着」「壁筋の継手の位置」等)

c 壁の開口部についてはとくにひび割れが生じやすい部分なので、仕様図のとおり補強筋の施工がされているかを確認する。(令第78条の2)

d 設計図書の伏図、軸組図等でスリットの位置を確認し、仕様図等で施工方法の適否を照合・確認する。(参考図書例：構造規定「スリットの配置及び詳細」等)

#### ⑦ その他

圧接継手は、圧接部の形状を目視、計測により確認する(令第73条・H12告示第1463号第2項)。

溶接継手・機械式継手は、H12告示第1463号の規定及び設計図書の仕様図通り施工されているかを確認する。設計図書で圧接継手で計画され現場で溶接継手・機械式継手を用いていることが中間検査時に判明した場合は、中間検査で告示内容の検査のみを行い、法第12条第5項の報告で確認する。

型枠の締付け、清掃状況及びコンクリート打設状況を確認する。型枠の施工や清掃及びジャンカ処理が適切に行われていない場合、断面欠損やかぶり厚さ不足となりやすいので、注意し状況の確認を行う(令第37条、令第79条)。

また、コンクリートの打継ぎ面の施工は、構造耐力上重要であるため洗浄処理が行われているかヒアリング等により確認する。

コンクリートの圧縮強度試験については、施工状況報告書により確認する。(令第72条、令第74条、S56告示第1102号)。(参考図書例：JASS5「調合」等)